

ヒト iPSC 細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針（平成二十二年文部科学省告示第八十八号）新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

		（令和四年三月三十一日一部改正）		（令和二年六月三十日一部改正）	
		改正後		改正前	
		（研究機関の長の了承）	（研究機関の長の了承）	（研究機関の長の了承）	（研究機関の長の了承）
5	4 ② 研究責任者は、第十一條第二項第四号又は第十号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、研究計画変更書を作成して、研究機関の長の了承を求めるものとする。	第十一條 研究責任者は、生殖細胞作成研究に当たつては、あらかじめ、研究計画書を作成し、研究計画の実施について研究機関の長の了承を求めるものとする。	第十一條 研究責任者は、生殖細胞作成研究に当たつては、あらかじめ、研究計画書を作成し、研究計画の実施について研究機関の長の了承を求めるものとする。	第十一條 研究責任者は、生殖細胞作成研究に当たつては、あらかじめ、研究計画書を作成し、研究計画の実施について研究機関の長の了承を求めるものとする。	第十一條 研究責任者は、生殖細胞作成研究に当たつては、あらかじめ、研究計画書を作成し、研究計画の実施について研究機関の長の了承を求めるものとする。
5	5 「略」	一〇八 「略」	一〇八 「略」	一〇八 「同上」	一〇八 「同上」
		（研究計画の変更）	（研究計画の変更）	（研究計画の変更）	（研究計画の変更）
5	4 ② ③ 「略」	九 〔九〕 細胞の提供者の個人情報の保護の具体的な方法	九 〔九〕 細胞の提供者の個人情報の保護の具体的な方法	九 〔九〕 号を加える。 「同上」	九 〔九〕 号を加える。 「同上」
		（研究計画の変更）	（研究計画の変更）	（研究計画の変更）	（研究計画の変更）
5	5 「同上」	一〇九 「略」	一〇九 「略」	一〇九 「同上」	一〇九 「同上」

(個人情報の保護)

第十九条 研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業者及び組織の代表者は、細胞の提供者の個人情報の保護に関する措置について、個人情報の保護に関する法令等を遵守するほか、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和三年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号）に準じた措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第十九条 研究機関を有する法人の代表者及び行政機関の長等の事業者及び組織の代表者は、細胞の提供者の個人情報の保護に関する措置について、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和三年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号）に準じた措置を講じるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。